

平成十七年二月一日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一六二第九号

平成十七年二月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出介護保険制度見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出介護保険制度見直しに関する質問に対する答弁書

介護保険制度においては、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、必要となる保健医療サービス及び福祉サービスを保険給付の対象としており、このようなサービスに当たらないお尋ねの「成年後見を申し立てる費用、判断能力鑑定の費用、毎月の後見人への報酬」を保険給付の対象とすることは困難であるが、介護保険制度に新たに設けることを検討している地域における自立した日常生活を支援するための事業の中で、一定の要件に該当する者に係る成年後見制度の利用の支援を市町村が行うことができるようにする方向で検討しているところである。